

仕様書

1 件名

平成26年度地方独立行政法人京都市立病院機構放射線量の外部被ばく測定検査

2 予定数量

件名		予定数量	予定数量内訳
市立病院分	ガラスバッジ広範囲用F S型測定検査	3,264件	272個×12月
	ガラスバッジ広範囲用F S型(不均等)測定検査	1,248件	104個×12月
	ガラスバッジ中性子広範囲用N S型測定検査	36件	3個×12月
	X・γ線用ガラスリングJ P型測定検査	60件	5個×12月
京北病院分	ガラスバッジ広範囲用F S型測定検査	24件	2個×12月

※ 予定数量はいずれの種類も個数が変動する可能性がある。

不均等：基本部位（頭部、けい部、胸部及び上腕部、腹部及び大腿部に区別したときの胸部。女子にあっては腹部をいう。）を除く体幹部に装着。

3 業務の概要

電離放射線障害防止規則第8条及び第9条の規定に基づき、放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る労働者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量について、放射線測定器を装着させて測定する。

4 外部被ばく測定検査及び測定器の測定線量範囲

(1) 中性子広範囲用検査

X・γ線・・・0.01mSv～10000mSv

β線・・・0.1mSv～10000mSv

中性子・・・0.1mSv～60mSv

(2) 広範囲用検査

X・γ線・・・0.01mSv～10000mSv

β線・・・0.1mSv～10000mSv

(3) 広範囲用(不均等)検査

X・γ線・・・0.01mSv～10000mSv

β線・・・0.1mSv～10000mSv

(4) X・γ線用検査(リングタイプ)

X・γ線・・・0.1mSv～1000mSv

5 実施方法

- (1) 1件の測定期間は、毎月1日から月末までの1箇月（以下、「測定月」という。）とする。
（平成26年4月着用分から平成27年3月着用分までを測定する。）
- (2) 使用する測定器は1箇月間の使用が可能な状態とし、測定器は受託者が用意する。
また、その費用も本契約に含まれる。
- (3) 毎月の測定器の数量については、測定月が始まる5日前までに、測定器を別紙1及び2の対象事業所ごとに個別に封入し、別紙1及び2の指定場所へ納品すること。
追加・中止・変更等があった場合には変更連絡票にて毎月10日までに地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「機構」という。）から受託者へ連絡する。追加の場合のみ、速やかに別紙1の指定場所へ納品すること。また、中止・変更等の場合は、翌月の測定器の数量について変更すること。
- (4) 使用後の測定器は、測定月が終了してから10日以内に回収し、直ちに測定すること。なお、10日目が土日祝日に重なる場合や、GW・年末年始などの際には、回収を前倒しで行うのではなく、10日目以降の最初の勤務日とすること。
- (5) 測定終了後、その結果を速やかに、総務課へ報告し、機構の承認を得ること。

5 報告様式

報告は、原則として別紙3～6の様式に従い、紙に印刷したもの及び電子データ(CSV, EXCEL等の表形式のデータ)の両方を提出することにより行うこと。異なる様式を使用する場合は、次に示す項目を必ず含めることとし、事前に機構の承認を得ること。

なお、5年間の累計線量については、機構よりデータを提供する。

- (1) 「個人線量報告書」事業所ごとに作成する。
測定月に対する各個人の測定値実効線量及び等価線量の算定値、個人線量の累計値を報告する。
個人線量…実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）
個人線量の累計値…実効線量（四半期計・女子）、年度計、5年間の累計線量
等価線量年度計（水晶体）、等価線量年度計（皮ふ）
- (2) 「個人用モニタ測定値報告書」事業所ごとに作成する。
不均等管理などで、複数個の使用の場合は、装着部位ごとの測定値を報告する。
1cm線量当量…X・ γ 線、中性子、合計
70 μ m線量当量…X・ γ 線、 β 線、合計
- (3) 「個人用報告書」事業所ごとに作成する。
個人配付用の報告をする。
1箇月…実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）
四半期計…実効線量、等価線量（水晶体）、等価線量（皮ふ）

年度計・・・実効線量，等価線量（水晶体），等価線量（皮ふ）
種類別・・・1 cm線量当量（1ヶ月），1 cm線量当量（四半期計），1 cm線量当量（年度計）

(4) 「個人線量管理票」個人ごとに作成する。（年4回3箇月ごと）

法令で定められている項目を網羅し，報告する。

使用期間，実効線量，等価線量（水晶体），等価線量（皮ふ）

(5) 「個人モニタ測定値管理票」個人ごとに作成する。（年4回3箇月ごと）

不均等管理などで，複数個使用の場合は，装着部位ごとの測定値を報告する。

使用期間，1 cm線量当量（X・ γ 線），1 cm線量当量（中性子），1 cm線量当量（合計），70 μ m線量当量（X・ γ 線），70 μ m線量当量（ β 線），70 μ m線量当量（合計）

※実効線量： 人体の各組織・臓器の受けた線量（等価線量）に基づき算定した線量で，個人線量管理ではその人が受ける総合的な影響の度合いをはかるために使用する。

等価線量： 人体の各組織が受けた線量で，個人線量管理では各組織の受ける影響の度合いをはかるために使用する。

6 委託料支払

(1) 契約は，外部被ばく測定検査（測定器の種類）の単価により契約を行う。

(2) 受託者は，機構が承認した報告書に基づき，3箇月ごとに機構へ支払いの請求を行うものとする。機構は適正な請求を受けた後，請求金額を支払うこととする。その他詳細については，機構と協議のうえ決定する。

7 緊急報告

(1) 緊急の事態が発生した時には，速やかに測定・結果判定を実施し，機構へ連絡すること。

(2) 測定した結果，基準以上の被ばくがあった場合は，速やかに機構へ連絡すること。

8 契約条件

別紙「電子計算機による事務処理等（入力等）の委託契約に係る共通仕様書」を遵守すること。

9 その他

(1) 電離放射線障害防止規則第8条に基づき行うものとする。

(2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合は，別途契約する。

別紙 1

納品・回収先	事業所	広範囲用	広範囲用 (不均等)	中性子 (広範囲用)	リングタイプ
京都市中京区壬生東高田町 1-2 京都市立病院放射線技術科 ・ 電話番号(代表) 075(311)5311	放射線科医師	10	10		
	放射線科技師	21	21		2
	R I 医師	2	2		2
	R I 技師				1
	放射線治療部		3	3	
	救急室看護師	21	21		
	循環器科医師	7	7		
	循環器科看護師	12			
	泌尿器科医師	4	4		
	泌尿器科看護師	4	4		
	歯科医師	2			
	歯科衛生士	2			
	呼吸器内科医師	6			
	呼吸器外科医師	3			
	整形外科医師	6			
	整形外科看護師	2			
	脳神経外科医師	3			
	麻酔科医師	4			
	手術室看護師	32			
	内視鏡医師	8	8		
	内視鏡看護師	3			
	産婦人科医師	4			
	産婦人科看護師	1			
	臨床検査科技師	14			
	内科医師	2			
	内科08医師	14			
内科09医師	14				
健診センター看護師保健師	1				
全科予備	68	24			
京都市右京区京北下中町鳥 谷3番地 京都市立京北病院庶務担当 ・ 電話番号(代表) 075(854)0221	京北病院	2			
	1箇月の予定数量	274	104	3	5

※ いずれの種類も個数が変動する。契約後再度提示する。